姫路市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口	歳 出 額	実質収支	人件費	人件費率	(参考)令和元年度
	(令和3年1月1日)	A		В	В/А	の人件費率
令和	人	千円	千円	千円	%	%
2年度	534,127	285, 146, 061	4,885,841	35, 130, 578	12.3	16.2

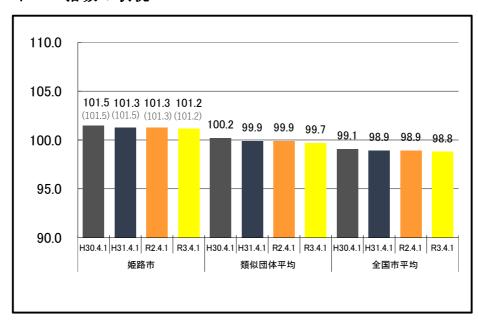
(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区	分	職員数		糸	<u>^</u>	与	費
		A	給	料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
令和	I	人		千円	千円	1 千円	千円
2 年	度	3,617	14,22	26,609	3,602,138	5,749,366	3 23, 578, 113

(参考)一人	(参考) 類似
当たり給与	(参考) 類似 団体平均一人 当たり給与費
費 B/A	当たり給与費
千円	千円
6,519	6,347

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 - 2 職員数については、令和2年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員 (再任用職員(短時間勤務))及び会計年度任用職員を含まない。
 - 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 - 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス 指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較する ため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均 したものである。
- ※ 令和3年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、② 3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(理由)

初任給の額が国を上回っている。また、給与表の構造が一部、国と異なっている。

(改善の見込み)

給料表の構造を見直すとともに、昇格時の対応号給を1号給引下げ、給料水準の適正化を図る。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手 当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)

平成27年4月1日

(内容)

一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.9%引下げ。

若年層については、国の見直しに準じて据え置く一方、高齢層については最大 6.0%の減額を 実施。

激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合)

国基準3%に対し、姫路市においても3%を支給(改定なし)

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施 (平成27年4月1日実施)

(5)特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (令和3年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額
				(国比較ベース)
姫路市	43.8歳	332,500円	426,946円	370,330円
兵庫県	43.7歳	328,600円	424,668円	381,559円
国	43.0歳	325,827円	_	407,153円
類似団体	41.9歳	318,557円	407, 161円	363,935円

②技能労務職

)技能労務職					
			公 務 員		
区 分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額
				(A)	(国比較ベース)
姫路市		568	338,600円	420,316円	362,021円
うち 清掃職員	49.1歳	206	343,400円	469,684円	371,187円
うち 学校給食員	47.5歳	88	341,900円	371,537円	361,011円
うち 守衛	51.0歳	3 5	352,200円	464,108円	376,500円
うち 用務員	54.6歳	80	323,200円	354,524円	338,679円
うち 自動車運転手	55.2歳	6	346,600円	384,717円	365,467円
兵庫県	56.3歳	361	337,500円	404,625円	370,921円
国	50.9歳	2,201	286,947円	—	328,603円
類似団体	50.3歳	200	323,185円	381,275円	354,943円
	民 間			参考	
区分	対応する民間の			平均給与月額	
	類似職		平均年齢	(B)	A/B
姫路市	_			_	_
うち 清掃職員	廃棄物処	理業	46.6歳	304,600円	1.38
	飲食物調理従事者				
うち 学校給食員	(平成 31 年調	査までは	42.0歳	268,300円	1.75
	「調理士」	<u>)</u>			
	警備員	Į			
うち 守衛	(平成 31 年調		50.6歳	263,400円	1.76
	「守衛」				
	他に分類されな				
うち 用務員	清掃・包装等		50.3歳	235,200円	1.50
	(平成 31 年調 「用務員」				
	乗用自動車運転				

うち 自動車運転手	(平成31年調査		58.3歳	205,000円	1.88
	家用乗用自動車				
			L	<u> </u>	<u> </u>

	参 考						
区分	年 収 ベース(年 収 ベース(試 算 値)の比 較					
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D				
姫路市	_	_					
うち 清掃職員	7,390,208円	4,236,800円	1.74				
うち 学校給食員	5,932,344円	3,553,900円	1.67				
うち 守衛	7,267,496円	3,710,700円	1.96				
うち 用務員	5,499,688円	3,186,100円	1.73				
うち 自動車運転手	6,491,804円	2,667,800円	2.43				

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している (平成30年~令和2年の3か年平均)。
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において 完全に一致しているものではない。
- ※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12 倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支 給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額
				(国比較ベース)
姫路市	38.2歳	301,400円	389,924円	334,358円
兵庫県	_			_
類似団体	38.5歳	304,956円	401,602円	350,826円

④ 高等学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
姫路市	45.3歳	372, 100円	424,044円
兵庫県	45.2歳	370,100円	441,457円
類似団体	46.3歳	384, 129円	447,955円

⑤幼稚園教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
姫路市	40.3歳	332,600円	389,638円
兵庫県	41.3歳	355,500円	414,785円
類似団体	39.0歳	304,615円	357,956円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和3年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
 - 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間 外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査に おいて明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況 (令和3年4月1日現在)

区	分	姫 路 市	兵 庫 県	国
加入二元	大 学 卒	191,800円	188,700円	186,700円
一般行政職	高 校 卒	157,600円	154,900円	150,600円
技能労務職	高 校 卒	154, 400円	151,600円	_
))/ II- 15-16	大 学 卒	192,500円	_	_
消防職	高 校 卒	165, 100円	_	_
高等学校教育職	大 学 卒	212, 400円	210,800円	_
幼稚園教育職	大 学 卒	184, 100円	210,800円	_

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和3年4月1日現在)

区	分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
60. A= =1. milh	大 学 卒	272,748円	359,918円	389,369円	412,725円
一般行政職	高 校 卒	226,000円	313,367円	350,633円	384, 283円
II. (de))/ 7h vilh	高 校 卒	207,800円	320,100円	354,238円	371,817円
技能労務職	中 学 卒	179,800円	260,514円	310,567円	362, 300円
NA IZ- TZ-h	大 学 卒	267,083円	371,200円	387,443円	416,000円
消防職	高 校 卒	242, 175円	318,933円	362,040円	383,867円
高等学校教育職	大 学 卒	321,048円	418,807円	427,544円	_
幼稚園教育職	高校卒	268,008円	402,454円	411,121円	438, 100円

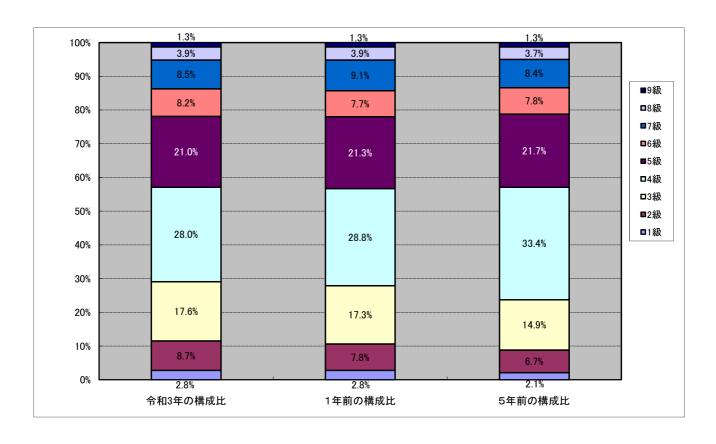
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (令和3年4月1日現在)

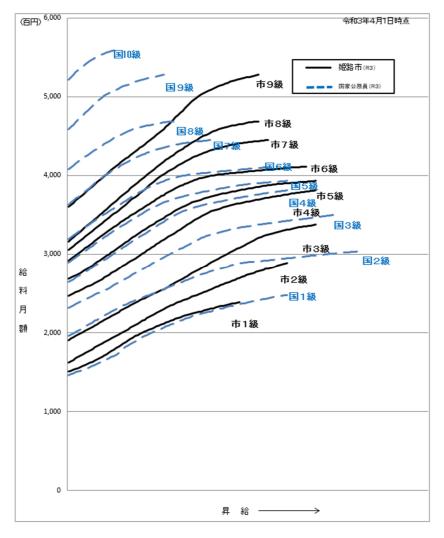
区	分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の	最高号給の
					給料月額	給料月額
1	級	事務員、技術員	49人	2.8%	150,600円	238,400円
2	級	主事補、技師補	152人	8.7%	162,100円	288,200円
3	級	主事、技師	310人	17.6%	190,500円	337,300円
4	級	主任、技術主任	493人	28.0%	246,600円	381,000円
5	級	係長	369人	21.0%	268,400円	393,000円
6	級	課長補佐	144人	8.2%	291,600円	411,200円
7	級	課長	149人	8.5%	305,100円	444,900円
8	級	部 長	68人	3.9%	316,100円	468,600円
9	級	局長	23人	1.3%	359,900円	527,500円

⁻(注) 1 姫路市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

² 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表 (行政職 (一)) (令和3年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況 (姫路市)

令和3年4月2日から令和4年4月1日 までにおける運用		管理	職員	一般職員	
イ.	人事評価を活用している))
	活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
	上位、標準、下位の区分	0		0	
	上位、標準の区分		0		0
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ(一律)				
口.	人事評価を活用していない				
	活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

姫 路 市	兵 庫 県	国
1人当たり平均支給額(令和2年度)	1人当たり平均支給額(令和2年度)	_
1,537千円	1,789千円	
(令和2年度支給割合) 期末手当 勤勉手当	(令和2年度支給割合) 期末手当 勤勉手当	(令和2年度支給割合)
2.55月分 1.90月分	2.55月分 1.90月分	期末手当 勤勉手当
(1.45)月分 (0.90)月分	(1.45)月分 (0.90)月分	2.55月分 1.90月分
		(1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)	(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置
・役職加算 5~20%	・ 役 職 加 算 5~20%	・ 役 職 加 算 5~20%
	・管理職加算 10~25%	・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況 (一般行政職) (姫路市)

	令和3年度中における運用	管理	職員	一般職員		
イ.	人事評価を活用している))	
	活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	
	上位、標準、下位の成績率	0		0		
	上位、標準の成績率		0		0	
	標準、下位の成績率					
	標準の成績率のみ (一律)					
口.	人事評価を活用していない					
	活用予定時期					

(2) 退職手当(令和3年4月1日現在)

	姫 路 市		玉			
(支給率)	自己都合 戊	ぶ募認定・定年	(支給率)	自己都合 点	ぶ募認定・定年	
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	
勤続25年	28.0395月分	33. 27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分	
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分	
その他の加算	措置		その他の加算措置			
定年前早期方	退職特例措置		定年前早期退職特例措置			
2%~45%加	算		2%~45%力	1 算		
1人当たり平均	支給額					
自己都合	応募認定	・定年				
5,338千円	21,450)千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(令和3年4月1日現在)

7 2 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7								
支 給 実 績(令和	474,605千円							
支給職員1人当たり平均支約	125, 929円							
支給対象地域	合対象職員数	国の制度(支給率)						
姫路市 (医師以外)	3%		3,784人	3%				
姫路市(医師)	16%		8人	16%				
東京都	20%		7人	20%				

(4) 特殊勤務手当(令和3年4月1日現在)

支給実績(令和2年度決算)	474,605千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	124,929円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和2年度)	37.1%
手当の種類 (手当数)	33種
手当の詳細(名称、支給対象職員・業務、支給額及び支給実	(別紙1)特殊勤務一覧表参照
績(令和2年度決算))	(

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和2年度決算)	1,233,198千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	390千円
支給実績 (令和元年度決算)	1,375,240千円
職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	440千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和2年度決算)」と同じ 年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とは ならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当(令和3年4月1日現在)

			国の制	国の制度	支給実績	支給職員1人当たり
手 当 名	内容及び支給	详価	度との	と異なる	(令和2年	平均支給年額
			異 同	内 容	度決算)	(令和2年度決算)
	扶養親族のある職員に支給され	れる。				
	○配偶者6,500円					
	○扶養親族である子					
	1 人につき10,000 円					
扶養手当	○配偶者又は子以外の扶養親	族	同	_	423,355千円	251,548円
,,,,,	局長級の職員 支給なし		, ,			
	部長級の職員 1人につき3,5					
	その他の職員 1人につき6,5					
	○満16歳の年度初めから満22ī					
A R 毛 W	1人につき5,000円を加算		<u></u>	_	000 000 T. III	902 000 []
仕店于自	借家28,000円 (限度額)	ト <u>炊ょ</u> (七日)>7世(同	_	208,030千円	283,806円
	交通機関等を利用し又は自動車					
	している職員(通勤距離が片道)	2km以上)に文稿さ				
	れる。 ○交通機関等の利用者					
	定期券等の価額(6か月定期)に	・トル古公される		自動車、自		
	(限度額:1か月当たり55,000円)		転車等の			
	○自動車、自転車等の使用者			使用者の		
通勤手当	通勤距離	月額	異	通勤距離	394,650千円	115,699円
	2 km未満	不支給		ごとの支給額が相		
	2 km以上 5 km未満 4,100 円			違		
	5 km以上 10 km未満					
	10 km以上 15 km未満					
	15 km以上 20 km未満	10,400 円				

				 1		<u> </u>	1	
	20 km以上 25 km未	満	12,90	00円				
	25 km以上 30 km未	満	15,80	00円				
	30 km以上 35 km未	満	18,70	00円				
	35 km以上 40 km未	満	21,60	00 円				
	40 km以上 45 km未	満	24,40	00 円				
	45 km以上 50 km未	満	26,20	00 円				
	50 km以上 55 km未	満	28,00	00 円				
	55 km以上 60 km未	満	29,80	00 円				
	60 km以上		31,60	00 円				
	徒歩 不支給							
休日勤務	休日(国民の祝日	及び年末	手始の休日)に勤務			204 020 季 田	917 940 🖽
手 当	することを命ぜら	れた職員	こ支給され	る。	同	_	294,930千円	217, 340円
夜間勤務	正規の勤務時間。	:して深夜	(午後10時	~翌朝5	同	_	55,898千円	102,004円
手 当	時)に勤務した耶	損に支給	される。		lh1		33,030 1	102,004[]
	管理又は監督の地	位にある職	員に支給され	1る。				
			月額					
	局長級		局長 128,0	000円				
		理事 103,000円		000円				
	部長級		94,0	000円				
	課長級		77,0	000円				
然细鸭工	課長補佐級 ※		42,0	000円		区分ごと		
管理職手	係長級 ※	38,000円		異	の支給額	356,883千円	786,086円	
当	校長		68,3	800円		相 違		
	教頭		52,9	900円				
	幼稚園園長		専任園長42,0	000円				
		園長38,000円						
	管理指導主事		56,000円					
	指導主事	29,000円						
	※出先機関	の長である	職員に限る	0				
	管理職員等が臨時	又は緊急の	必要その他	の公務				
	の運営の必要によ							
	した場合は、勤務1 勤務手当として支給		の観か管理	職員特別				
	管理職員		時間等※ 1					
	(身分名)	休日等	1 同 子水1					
	3 時間.	下 3時間超	6 時間超	平日				
答 珊 啦	*1	6時間以		深夜		勤務時間		
管理職員特別	理事等 6,00			6,000円		ごとの区		
勤務手	参事 5,00	円 10,000	15,000円	5,000円	異	分及び支	4,259千円	32,511円
勤 伤 于	主幹 4,25			4,300 円		給額を細		
	課長補佐級、 3,00	円 6,000	9,000円	3,000 円		分 化		
	係長級 ※2							
	按E. #a>→	AIII 2000	10.500 [7]	9 E00 EII				
	校長・教育主 3,50	円 7,000	10,500円	3,500円				
	幹							

	國長・教頭・ 3,000円 6,000円 9,000円 3,000円 保長・管理指導主事 ※1 原則1時間に満たない場合は支給されない。 ※2 管理職手当の支給対象者に限る。				
単身赴任手当	異動に伴う転居により配偶者と別居し、単身で生活することとなった職員に支給される。 (月額) 30,000円+職員の住居と配偶者の住居との間の交通 距離による加算額 (8,000円~70,000円)	同	ŀ	3,240千円	648,000円
教 員 特別 手 当	高等学校教員及び教育委員会指導主事に支給される。 月額 適用を受ける給料表の区分に応じて支給される。(2,000円~8,200円)			14,640千円	66,545円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給される。 勤務1回につき4,400円(入院患者の病状の急変等 に対処するための医師の宿日直勤務については、 21,000円)	同	_	18千円	4,500円

5 特別職の報酬等の状況 (令和3年4月1日現在)

[2	₹.		分	給 料	月	額	等
給	市		長	1,180,000円	(参考)) 類似団体におり 1,180,000円/	ナる最高/最低額 577,000円
料	副	市	長	960,000円	1	974,000円/	~ 669,800円
報	議		長	823,000円	3	827,000円/	584,000円
酬	副	議	長	747,000円		748,000円/	,
	議		員	685,000円			475,000円
期末	市副	市	長 長	(算定方式) (給料月 (令和2年度支給割合) ※算定額から市長は15/100	4.45月分		
手当	議 副 議	議	長 長 員	(算定方式) 報酬月額×1.2×支給月数 (令和2年度支給割合) 4.45月分			
退職手当	市副	市	長 長	(算定方式) 給料月額×在職月数×0.54 給料月額×在職月数×0.32	(1期の手 30,585, 14,745,	600円	(支給時期) 任期ごと 任期ごと
	備		考				

⁽注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

² 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期 (4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

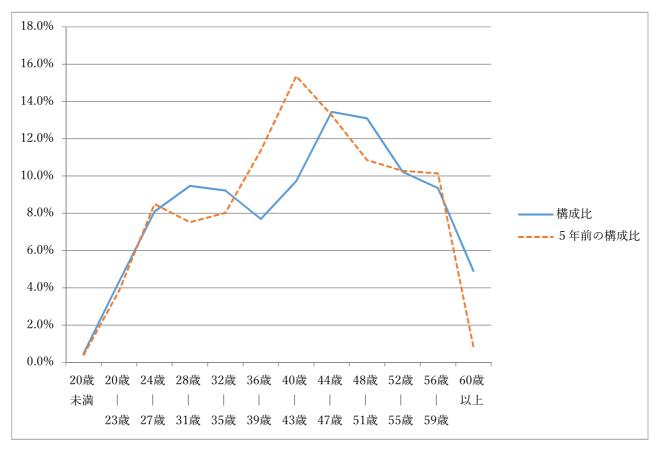
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

	_	区分	職	数数	対 前 年	C
部門			令和2年	令和3年	増減数	
普	般	議会	24	25	1	
通	行政部	総務	542	537	▲ 5	事務の統廃合
会	門	税務	124	124	0	
計		労 働	4	4	0	
部門		農林水産	79	76	A 3	事務の効率化
[7]		商工	84	96	12	教育部門からの水族館の移管
		土木	420	418	A 2	事務の統廃合
		民 生	688	704	16	少子化対策事業の推進、保育士の増員
		衛 生	452	456	4	保健所関連業務の増加
		計	2, 417	2, 440	23	< 参考 > 人口 1 万当たり職員数 46.04人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 44.01人)
	教	育部門	631	628	A 3	商工部門への水族館の移管 学校給食関連業務の推進
	消	i 防部門	569	576	7	救急隊の増員等
	小	計	3,617	3, 644	27	< 参考 > 人口 1 万人当たり職員数 68.75人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 62.74人)
公営	水	道	117	118	1	
企会業計	交	通			0	
等部門	下	水道	91	92	1	
11	そ	の他	127	126	1	
	小	計	335	336	1	
	合	計	3,952 [4,214]	3,980 [4,214]	28	< 参考 > 人口 1 万当たり職員数 75.09人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 - 2 []内は、条例定数の合計である。
 - 3 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。ただし、令和3年度について は、教育部門の臨時的任用職員を除外。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和3年4月1日現在)



	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	
区分		}	}	>	>	>	}	}	}	>	}		計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
職員数	19	172	322	377	367	306	387	535	521	407	372	195	3,980

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別 年 度	28 年	29 年	30 年	元年	2 年	3 年	過去5年間 の増減数(率)
一般行政	2, 290	2, 313	2, 334	2,366	2,417	2,440	150 (6.1%)
教育	639	644	633	635	631	628	11(🛕 1.8%)
消防	554	561	563	561	569	576	22 (3.8%)
普通会計計	3, 483	3, 518	3, 530	3,562	3,617	3,644	161 (4.4%)
公営企業等会計計	346	346	342	336	335	336	▲ 10(▲ 3.0%)
総合計	3,829	3,864	3,872	3,898	3,952	3, 980	151(3.8%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。ただし、令和3年度について は、教育部門の臨時的任用職員を除外。
 - 2 合併した団体にあっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア決算

区分	総費用	純損益又は	職員給与費	総費用に占める	(参考)	
		実質収支		職員給与費比率	令和元年度の総費用	
	A		В	В/А	に占める職員給与費	
					比率	
令和 2	千円	千円	千円	%	%	
年度	8,500,966	2,320,090	895,441	10.5	10.2	

(注)資本勘定支弁職員に係る職員給与費 188,912千円を含まない。

区分	職員数	給	<u> </u>	į.	費	一人当たり
	A	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A
令和 2	人	千円	千円	千円	千円	千円
年度	126	491,950	121,481	200,078	813,509	6,456

(参考)市町村平均 一人当たり給与費 千円 6,045

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 - 2 職員数については、令和3年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員 (再任用職員(短時間勤務))を含み、会計年度任用職員を含まない。
 - 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和3年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均月収額		
姫 路 市	47.8歳	359,824円	562,145円	
団 体 平 均	51.6歳	335,096円	502,816円	

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 - 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

姫路市 (水道事業会計)	姫路市 (一般行政職)				
1人当たり平均支給額(令和2年度)	1人当たり平均支給額(令和2年度)				
1,588千円	1,581千円				
(令和2年度支給割合)	(令和2年度支給割合)				
期末手当勤勉手当	期末手当 勤勉手当				
2.55 月分 1.90 月分	2.55 月分 1.90 月分				
(1.45)月分 (0.90)月分	(1.45)月分 (0.90)月分				
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)				
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置				
役職加算 5~20%	役職加算 5~20%				

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和3年4月1日現在)

姫路市 (水道事業会計)	姫路市 (一般行政職)				
(支給率) 自己都合 応募認定・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年				
勤 続 2 0 年 19.6695月分 24.586875月分	勤 続 2 0 年 19.6695月分 24.586875月分				
勤 続 2 5 年 28.0395月分 33.27075月分	勤 続 2 5 年 28.0395月分 33.27075月分				
勤 続 3 5 年 39.7575月分 47.709月分	勤 続 3 5 年 39.7575月分 47.709月分				
最高限度額 47.709月分 47.709月分	最高限度額 47.709月分 47.709月分				
その他の加算措置	その他の加算措置				
定年前早期退職特例措置	定年前早期退職特例措置				
2%~45%加算	2%~45%加算				
1人当たり平均支給額	1人当たり平均支給額				
自己都合 応募認定・定年	自己都合 応募認定・定年				
0千円 19,354千円	5,338千円 21,450千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額 である。

ウ 地域手当(令和3年4月1日現在)

支 給 実 績	(令和2年度決算		15,494千円	
支給職員1人当たり平均]支給年額(令和2:		122,968円	
支給対象地域	支給率	支給対象	職員数	一般行政職の制度(支給率)
姫 路 市	3%		126人	3%

工 特殊勤務手当(令和3年4月1日現在)

支給実績(令和2年度決算)	1,243千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	18,833円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和2年度)	52.4%
手当の種類(手当数)	6種 類
手当の詳細	(別紙2)特殊勤務一覧表参照

才 時間外勤務手当

支給実績(令和2年度決算)	55,423千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	462千円
支給実績(令和元年度決算)	56,129千円
職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	460千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
 - 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和2年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和3年4月1日現在)

手当名	内容及び	支給単価	一政制の関係のと同	一政制異内のとる	支給実績 (令和2年度 決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (令和2年度 決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支統 ○扶養親族である子 1人につき10,000円 ○配偶者及び子以外の扶養 局長級 支給なし 部長級 1人につき3,5 その他 1人につき6,5 ○満16歳の年度初めから流 につき5,000円を加算	是親族 00円	同	_	18,788千円	253, 892円
住居手当	借家28,000円 (限度額)		同		4,580千円	269,412円
通 勤 手	交通機関等を利用し又は自ている職員(通勤距離が月ます。 ○交通機関等の利用者 定期券等の価額(6か月定 (限度額1か月当たり55,00 ○自動車、自転車等の使用 通勤距離 2 km以上 5 km未満 5 km以上 10 km未満 10 km以上 15 km未満 15 km以上 20 km未満 20 km以上 25 km未満 25 km以上 30 km未満 30 km以上 35 km未満 35 km以上 40 km未満 40 km以上 45 km未満 40 km以上 55 km未満 40 km以上 55 km未満 40 km以上 56 km未満 40 km以上 45 km未満 40 km以上 56 km未満 40 km以上 57 km未満 50 km以上 56 km未満 50 km以上 57 km未満 56 km以上 57 km未満 56 km以上 57 km未満 56 km以上 57 km未満 57 km以上 58 km未満 58 km以上 58 km未満	計道 2 km以上)に支給され 期)により支給されます。 20円)	同		13,602千円	111, 492円
休日勤務	休日(国民の祝日及び年末		同	_	11,035千円	172,422円
手 当 夜間勤務 手 当	ことを命ぜられた職員に対 正規の勤務時間として深る 勤務した職員に支給されま	同	_	6,511千円	325, 550円	
管理職手当	管理又は監督の地位にある		同		5,748千円	958,000円

						I				
	局長級			長 128,00						
			理事	៛ 103,00	0円					
	部長級			94,00	0円					
	課長級 77,000円									
	課長補佐級 ※ 42,000円									
	係長級 ※	(38,00	0円					
	※出先機関の	り長であ	る職員に限	ります。						
	管理職員等	が臨時	又は緊急	の必要その	の他のク	公務の運				
	営の必要に	より休	日等又は	平日の深る	夜に勤剤	务した場				
	合は、勤務	51回につ	つき次の額	類が管理職	員特別	勤務手当				
	として支給	iされま	す。			_				
		勤	務時	間 等 ※	€ 1					
	管理職員		休 日 等							
管理職員	(身分名)	3 時間	3 時間超	6 時間超	平日					
特別勤務		以下	6時間以下		深 夜		同	_	92,000千円	15,333円
手当	理事等	6,000円	12,000円	18,000円	6,000円		, ,		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	,, -
, ¬	参事	5,000円	10,000円	15, 000 円	5,000円					
	主幹	4, 250 円	8, 500 円	12, 750 円	4,300円					
	課長補佐級、	3,000円	6,000円	9,000円	3,000円					
	係長級※2	0,000 1	0,000 1	3,000 1	3,000 1					
						ません。				
	※2 管理					5.~4.7				
	異動に伴う転居により配偶者と別居し、単身で生活									
W 4.41 K	することとなった職員に支給されます。									
単身赴任	月額						同	_	0千円	0円
手 当	30,000円+職員の住居と配偶者の住居との間の交通距									
	離による加算額 (8,000円~70,000円)									
				旦14十6人,	としょ	<u>-</u>				
	宿日直勤務									
宿日直手当	勤務1回につき4,400円(入院患者の病状の急変等に対処するための医師の宿日直勤務については21,000円						同	_	0千円	0円
1→ □ #1 34·		ים של חלים.	17.7ド左:十一	年払の仕り	□\ <i>1</i> ≠ #	出致一十つ				
休日勤務	休日(国民					別的りつ	同	_	11,562千円	186,484円
手当	ことを命せ					田に吐しつっ				
夜間勤務	正規の勤務				付~翌早	好り時)(こ	同	_	6,127千円	322,474円
手 当	勤務した職				ひと シュー・					
	管理又は監	省の地	上にめるり		届される	£ ⁻ 9 °				
				月額						
	局長級			長 128,00						
l m			理事	៛ 103,00						
管理職手当	部長級			94,00			同	_	5,748千円	958,000円
	課長級			77,00	0円					
	課長補佐	級 ※		42,00	0円					
	係長級 ※			38,00	0円					
	※出先機関	関の長	である職	員に限り	ます。					

管理職員 特別勤務 手 当	営の必要は合は、勤務	等が臨時又は緊急の必要その他の公務のにより休日等又は平日の深夜に勤務した務1回につき次の額が管理職員特別勤務給されます。			務した場	同			0円	
	理事等 参事 主幹 課長補佐級、 係長級※2 ※1 原則 ※2 管理	6,000円 5,000円 4,250円 3,000円	12,000円 10,000円 8,500円 6,000円	18,000円 15,000円 12,750円 9,000円 場合は支続			旧		0千円	0 [-3
単身赴任 手 当	異動に伴うすることと 月額 30,000円+1 離によるか (8,000円-1	: なった 職員のf r算額	職員に支 注居と配係	給されま	す。		同	_	0千円	0円
宿日直手当	宿日直勤務 勤務1回に 処するため	つき4,4	00円(入防	定患者の病	示状の急	変等に対	同	_	0千円	0円

(別紙1) 特殊勤務手当一覧表 令和3年4月1日現在

種類	支 給 範 囲	3	支給額	支給実績 (令和2年度決算) 千円
医師手当	医療職給料表の適用を受ける職員(以下「医療職給料表適用職員」という。)で以下のものア 保健医療施策に関する事務を統括する業務に従事する職員	月額	264, 200円	
	イ 診療所の管理者として、その業務に従事する職員			
	ウ 国民健康保険家島診療所(以下「家島診療所」という。) において 診療業務に従事する職員(イに掲げる職員を除く。)			
	エ 保健所長として、その業務に従事する職員 医療職給料表適用職員で、アからエまでに掲げる職員以外の職員	月額	223, 200円	
				22, 103千円
獣医師手当	(1)と畜検査業務に専ら従事する獣医師で、職務の級が行政職給料表の6 級以下であるもの	月額	10,000円	
	(2)野犬その他不用犬の処分を担任する獣医師で、職務の級が行政職給料表の6級以下であるもの	月額	6,000円	
	(3)動物園に勤務する獣医師で、職務の級が行政職給料表の6級以下であるもの	月額	4,000円	2. 090千円
建築主事手当	建築主事として、その業務に従事する職員	月額	5,000円	
電気主任技術者手当	電気工作物の取扱いについて、電気事業法第44条第1項第1号に規定する 第1種電気主任技術者免状又は同項第2号に規定する第2種電気主任技術者 免状の交付を受けていることを要する業務に従事する職員	月額	5, 000円	180千円
班長業務手当	技能労務職給料表の職務の級4級に在職する職員で、班長の職にあるもの	月額	3,000円	0円 1,615千円
交替制勤務手当	(1)技能労務職給料表の適用を受ける職員(以下「技能労務職給料表適用職員」という。)で、ごみの収集、運搬及び処分に関する事務を所掌する組織又は下水処理に関する事務を所掌する組織に属するもののうち、日勤(夜勤以外の勤務をいう。)及び夜勤(午後10時から翌日の午前5時までの間の勤務が5時間以上ある勤務をいう。(2)及び(3)において同じ。)に交替制で従事する勤務を日々繰り返す勤務に従事するもの	月額	2,000円	1,010 1
	(2)市役所の位置に関する条例(昭和22年姫路市条例第6号)に規定する市役所の庁舎の管理を所掌する組織に属する技能労務職給料表適用職員で、夜勤に交替制で従事する勤務((1)に規定する勤務を除く。(3)において同じ。)に従事するもの	月額	1,500円	
	(3) ごみの収集、運搬及び処分に関する事務を所掌する組織又は特別史跡 姫路城跡の管理を所掌する組織に属する技能労務職給料表適用職員で、 夜勤に交替制で従事する勤務に従事するもの	月額	500円	600千円
賦課徴収手当	(1)職員が市税の納税義務者又は国民健康保険料、介護保険料若しくは後期高齢者医療保険料の納付義務者の住居又は事業所に立ち入って行う市税、国民健康保険料、介護保険料又は後期高齢者医療保険料の賦課又は徴収に関する業務に従事した場合	1日に	つき 250円	
	(2)職員が市営住宅使用料、住宅建設資金貸付金等の償還金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金、都市計画下水道事業区域外流入分担金、コミュニティ・プラント使用料、コミュニティ・プラント事業分担金、集落排水処理施設使用料又は集落排水事業分担金の納付義務者の住居又は事業所に立ち入って滞納に係るこれらの使用料、償還金、負担金又は分担金を徴収する業務に従事した場合			
	(3)職員が市税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料又はこれらに係る徴収金の滞納処分のために必要な住居内等の捜索又は差押物件の封印若しくは引揚げに従事した場合	1日に	つき 300円	676千円
移転補償等交渉手当	職員が建設物等の移転若しくは除却、これらに伴う損失の補償、用地の 取得又は不法占有されている市有財産若しくは国有財産の明渡しに関す る交渉に従事した場合	1日に	つき 250円	
社会福祉業務手当	福祉事務所に勤務する社会福祉主事、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司又はこれらの者の業務と同様の業務を行う職員が訪問指導、相談、 措置等の現業又はそれらの指導監督業務に従事した場合	1日に	つき 250円	294千円
	カニッ・シストへい。くい・フ・・・日平皿日本が、これで、アントである			6, 143千円

行旅死亡人等取扱手当	(1)行旅病人及び行旅死亡人に関する事務を所掌する組織に属する職員が 行旅死亡人(救護施設等に収容する途中で死亡した行旅病人を含む。以 下同じ。)の死体を直接取り扱う業務に従事した場合	1体につき	1,500円	
	(2)(1)に規定する職員が救護施設等に行旅病人を直接収容する業務に従事した場合	1回につき	1,000円	
	(3)(1)に規定する職員が行旅死亡人の死体の処理作業の指示又は死体の身元確認のため現場に立ち会う業務に従事した場合			3千円
エックス線照射手当	診療エックス線技師又は診療放射線技師がエックス線を人体に対して照 射する作業に従事した場合	1日につき	250円	28千円
検査手当	(1)職員が細菌の検菌、培養等細菌学的検査又は理化学検査に従事した場合	1日につき	200円	
	(2)公害対策に関する事務を所掌する組織に属する職員が事業所等に立ち入って、悪臭物質(悪臭防止法(昭和46年法律第91号)第2条第1項に規定する特定悪臭物質をいう。)又はし尿浄化槽内の汚水等に係る検体の採取に従事した場合			
	(3)保健師、看護師又は准看護師が採血業務に従事した場合 (4)獣医師(獣医師手当の支給を受ける者を除く。)がと畜検査に従事し	10103	500円	
訪問指導手当	(4) 耐盗師 (新盗師・中国の文稿を受ける名を除く。) がご 田侯貞に従事した場合 (1) 職員が地域保健法 (昭和22年法律第101号) 第6条第11項に掲げる事項		200円	717千円
初问招等于 当	(1) 職員が地域保健法(昭和22年法律第101号)第0条第11項に掲げる事項につき、同号に規定する者を訪問して行う指導に従事した場合	THESE	2001	
	(2)職員が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第 123号)第48条第1項に規定する、精神障害者及びその家族等を訪問して 行う指導に従事した場合			
	(3)職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)第11条、第17条又は第19条に規定する訪問指導に従事した場合			
	(4)職員が社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第2条第2項に規定する介護等の業務に従事した場合			
	(5)職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第53条の14に規定する家庭訪問指導に従事した場合			500 T III
感染症予防等作業手当	医師以外の職員が次の(1)から(3)までに掲げる業務に従事した場合			500千円
	(1)感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項に規定する一類感染症、同条第3項に規定する二類感染症又は検疫法(昭和26年法律第201号)第2条に規定する検疫感染症に該当するものをいう。以下この項において同じ。)の病原体が付着した物件又はその疑いのある物件の処分		300円	
	(2) 感染症の患者の移送その他感染症の患者と直接応対する業務(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の14に規定する家庭訪問指導を除く。)			
	(3)感染症の病原体に汚染された区域又はその疑いのある区域において行う患家の消毒、疫学調査その他の業務			
	職員が次の(4)及び(5)に掲げる業務に従事した場合 (4)新型コロナウイルス感染症の感染者等を収容する病院及び宿泊施設の	1 ロにつき	2 000 III	
	内部その他これらに準ずる場所と市長が認める区域において、新型コロナウイルス感染症から住民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって市長が定めるもの	Tucye	3,000円	
		(感染のは、) では、 一、 一、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	番若る又間である。 ものこれである。 はいれたのでする。 はいれたのるし、 は身れたのるし、 はりれたのるし、 はりれたのるし、 はりれたのるし、 はりれたのるし、 はりれたのるし、 はりれたのるし、 はりには、 はいのこれが、 といるが、 はいのこれが、 といる。 といるが、 といるでも、 といるでも、 といるでも、 といるでも、 といるでも、 といるでも、 とっと。 とっと。 とっと。 とっと。 とっと。 とっと。 とっと。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と	
		4,000円)		
	(5)新型コロナウイルス感染症から住民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る業務(前号に掲げるものを除く。)のうち、新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者に接して行う業務又はこれに準ずる業務であって、市長が定めるもの		1,000円	
		(感疑接時間というできます。 (感染い動性に のしてわあってわたって のしてい のしてい のしてい のしてい のいが できます いっぱ という いっぱ という いっぱ という いっぱ という いっぱ という いっぱ という はいい はい	番又はその 番の身体に 5 業務に長 り従事した	
		円)		9, 630千円

狂犬病予防作業手当	(1)行政職給料表の適用を受ける職員(以下「行政職給料表適用職員」という。)が狂犬病の予防注射又は当該予防注射のために犬を静止させる作業に従事した場合(獣医師手当の支給を受ける場合を除く。)	1日につき	200円	
	(2) 行政職給料表適用職員が犬等の死体の焼却処分に従事した場合(獣医師手当の支給を受ける場合を除く。)	1日につき	400円	0円
往診手当	(1) 医療職給料表適用職員で家島診療所に属するもの又は家島診療所において診療業務に従事することを命じられたものが家島診療所外において診療業務に従事した場合			
	ア. 勤務した時間の全部又は一部が深夜(午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。以下この項、休日夜間診療手当の項及び輸送艇業務手当の項において同じ。)である場合	1回につき	6,000円	
	イ. 勤務した時間の全部又は一部が夜間(午後6時から午後10時までの間をいう。以下この項及び次項において同じ。)である場合(アに掲げる場合を除く。)	1回につき	4, 000円	
	ウ. ア又はイに掲げる場合以外の場合	1回につき	2,000円	
	(2) 家島診療所に属する看護師又は准看護師が家島診療所外において診療 の介助業務に従事した場合			
	ア. 勤務した時間の全部又は一部が深夜である場合	1回につき	600円	
	イ. 勤務した時間の全部又は一部が夜間である場合(アに掲げる場合を除く。)	1回につき	400円	
	ウ. ア又はイに掲げる場合以外の場合	1回につき	200円	0円
休日夜間診療手当	(1) 医療職給料表適用職員で家島診療所に属するもの又は家島診療所において診療業務に従事することを命じられたものが、勤務した時間の全部 又は一部が勤務を要しない日又は休日等である診療業務に従事した場合	1回につき	4,000円	
	(2)(1)に規定する職員が勤務した時間の全部又は一部が早朝(午前6時から午前8時までの間をいう。)、夜間又は深夜である診療業務((1)に規定する業務を除く。)に従事した場合			
	ア. 勤務した時間の全部又は一部が深夜である場合	1回につき	3,500円	
	イ. アに掲げる場合以外の場合	1回につき	3,000円	0円
検案手当	(1) 医療職給料表適用職員が行旅死亡人の検案に従事した場合	1回につき	10,000円	
	(2) 医療職給料表適用職員以外の職員が(1) の職員の助手として(1) に規定する業務に従事した場合	1回につき	1,500円	0円
水族館槽内作業手当	(1)職員が10月1日から翌年の5月末日までの間における水族館の水槽内における潜水作業に従事した場合	1日につき	300円	91,
	(2) 職員が水族館のろ過槽内における沈砂の洗浄作業に従事した場合	1日につき	200円	0円
清掃作業手当	(1) 道路の清掃に関する事務を所掌する組織に属する技能労務職給料表適用職員が次に掲げる業務に直接従事した場合	1日につき	450円	
	ア. 道路の側溝若しくは溝きょのしゅんせつ又はこれに伴う汚泥の収集			
	イ. 道路の維持又は管理に伴う不法投棄物等の収集			
	(2)技能労務職給料表適用職員が公衆便所の清掃、管きょのしゅんせつ又は便所から排出された下水の処理に直接従事した場合((1)に掲げる場合並びに汚物処理現場作業手当及び危険現場作業手当の支給を受ける場合を除く。)	1日につき	200円	
	(3) 特別史跡姫路城跡、市有霊苑又は都市公園その他の公園の管理を所掌する組織に属する技能労務職給料表適用職員がごみの収集作業に直接従事した場合((2)に掲げる場合及び危険現場作業手当の支給を受ける場合を除く。)			
	(4)動物園に勤務する技能労務職給料表適用職員が畜舎の清掃に従事した 場合	†		
				3, 163千円

葬儀作業手当	(1)技能労務職給料表適用職員が霊きゅう自動車による死体の輸送作業に 従事した場合	1体につき	900円	
	(2)技能労務職給料表適用職員が遺体の火葬作業に従事した場合	1体につき	200円	
	(3) 技能労務職給料表適用職員が収骨作業に従事した場合	1体につき	300円	
	(4)技能労務職給料表適用職員が小動物の火葬作業に従事した場合	1日につき	400円	0.005~
特殊自動車運転手当	技能労務職給料表適用職員が建設機械、大型特殊自動車(自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)別表第27の項に掲げる大型特殊自動車をいう。)、街路清掃車、農耕用トラクター又は草刈用トラクターの運転に従事した場合(他の特殊勤務手当(月額特殊勤務手当を除く。)の支給を受ける場合を除く。)	1日につき	200円	8,835千円
乳剤舗装作業手当	 技能労務職給料表適用職員が道路舗装用乳剤の撒布作業又は合材作業に	1日につき	250円	143千円
孔 刖 ள衣 仆来于 当	従事した場合(他の特殊勤務手当(月額特殊勤務手当を除く。)の支給 を受ける場合を除く。)	THESE	230	445.T.T
汚物処理現場作業手当	 (1)ごみの収集、運搬及び処分に関する事務を所掌する組織に属する技能	1日につき	600円	445千円
	労務職給料表適用職員がごみの収集作業に直接従事した場合 (2) 溝きょ等のしゅんせつに伴う汚泥及びがれき等の清掃に関する事務を 所掌する組織に属する技能労務職給料表適用職員が当該汚泥及びがれき 等の収集作業に直接従事した場合			
	(3) し尿の収集、運搬及び処分に関する事務を所掌する組織に属する技能 労務職給料表適用職員がし尿の収集作業に直接従事した場合	1日につき	1, 150円	
	(4) ごみの収集、運搬及び処分に関する事務を所掌する組織又はし尿の収集、運搬及び処分に関する事務を所掌する組織に属する技能労務職給料表適用職員がごみ又はし尿(以下この項において「汚物」という。)の処理施設内において、汚物の処理作業に直接従事した場合((1)及び(3)に掲げる場合並びに下水処理現場等作業手当の支給を受ける場合を除く。)	1日につき	550円	
	(5)(1)から(4)までに規定する組織に属する技能労務職給料表適用職員がごみ収集に係る分別指導業務又は汚物の処理施設の維持、監理若しくは点検に係る業務に従事した場合((1)から(4)までに掲げる場合及び下水処理現場等作業手当が支給される場合を除く。)	1日につき	200円	
	(6) 行政職給料表適用職員が次に掲げる作業に直接従事した場合	1		
	ア. 汚物の付着した汚物処理機器その他これに付随する設備の点検又は補修			
	イ. 汚物の収集運搬車の車体下で仰向けに寝た状態で行う当該収集運搬車の点検又は補修			
	ウ. ごみ処理場に搬入されたごみの調査分析			
	エ. 不法投棄物件の撤去 			29, 714千円
下水処理現場等作業手当	(1) 技能労務職給料表適用職員が下水処理場(コミュニティ・プラント及び集落排水処理施設における、汚物を最終的に処理するための施設を含む。以下同じ。)の沈砂池、沈殿池若しくはばつ気槽内若しくは下水清掃用バキューム車(コミュニティ・プラント及び集落排水処理施設における汚水清掃用バキューム車を含む。以下同じ。)のタンク内において行う泥の除去作業又は下水処理場、下水ポンプ場、コミュニティ・プラント若しくは集落排水処理施設におけるポンプ場のスクリーンに付着したごみ等の除去作業(スクリーンの清掃装置の操作によるごみ等の除去作業を除く。)に従事した場合	1勤務につき	400円	
	(2)技能労務職給料表適用職員が下水処理場におけるごみ、泥等の運搬作業(運搬車へのごみ、泥等の積込作業を含む。)又は下水清掃用バキューム車若しくは汚泥運搬車の運転に従事した場合 ((1)及び(3)に掲げる場合を除く。)	1勤務につき	200円	
	(3)技能労務職給料表適用職員が下水処理、コミュニティ・プラント若しくは集落排水処理施設における汚水の排除のために設けられた管きょ、ます若しくはマンホール(以下この項において「下水の管きょ等」という。)に立ち入って行う汚泥等の除去作業又はジェットクリーナー車若しくはグリットスイーパー車による下水の管きょ等の清掃作業に従事した場合	1日につき	700円	
	(4) 行政職給料表適用職員が汚泥等の付着した下水処理機器、コミュニティ・プラント若しくは集落排水処理施設における汚水処理機器その他これらに付随する設備の点検若しくは補修又は供用を開始した下水の管きょ等に立ち入って行うこれらの施設の点検若しくは補修に直接従事した場合	1日につき	200円	0円
				01,

害虫駆除作業手当	職員が害虫駆除のための薬剤の撒布作業、害虫発生源の除却作業又はこ	1日につき	250円	
	れらの作業の監督業務に従事した場合			112千円
危険現場作業手当	(1)行政職給料表適用職員が地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で営繕工事の監督業務に従事し、又は工場等の煙突の地上10メートル以上の箇所で排煙等に係る検体の採取に従事した場合	1日につき	200円	
	(2)行政職給料表適用職員が労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)別表第6に掲げる酸素欠乏危険場所において施設の点検、整備その他の作業に従事した場合			
	(3)消防職員が地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所において消防法(昭和23年法律第186号)の規定に基づく立入検査の業務に従事した場合			
	(4)技能労務職給料表適用職員が都市公園等において動力草刈機、チェンソー等の動力機器を使用して、樹木のせん定若しくは伐採又はのり面の除草作業に直接従事した場合	1日につき	300円	1, 340千円
輸送艇業務手当	(1)職員が救急患者を移送するため輸送艇を直接操船する業務又はこれを補助する業務に従事した場合	1回につき	300円	1, 040 1
		(勤務した 部又は一部 勤務を要し は休日等で にあっては 円)	が深夜、 ない日又 ある場合	
	(2)職員が遺体を移送するため輸送艇を直接操船する業務又はこれを補助する業務に従事した場合	1回につき	900円	126千円
出動手当	(1)消防職員が火災の消火活動に従事した場合	1回につき 機関員 その他の者	400円 300円	120 1
	(2) 救急救命士の資格を有する消防職員が救急救命士法 (平成3年法律第 36号) 第2条第1項に規定する救急救命処置の業務に従事した場合	1回につき	500円	
	(3)消防職員が次に掲げる救急活動に従事した場合((2)に掲げる場合を除く。)	1回につき 機関員 その他の者	250円 200円	
	ア. 医療機関その他の場所への傷病者の搬送		2001]	
	イ. 医師の管理下に置かれるまでの間にある傷病者の応急手当	(救急救命: を有する者 あっては、 の額に100F した額)	の場合に それぞれ	
	(4) 消防職員が救助活動に従事した場合	1回につき 機関員 その他の者	400円 300円	
		(潜水器具を し、潜水作 した者の場 ては、それ に100円を加額)	業を実施 合にあっ ぞれの額	21, 268千円
夜間特殊業務手当	消防職員が正規の勤務時間による深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)の勤務として通信業務、望楼業務又は受付業務(以下この項において「通信業務等」という。)に従	1勤務につき	550円	21, 200 + 1
	事した場合	(正規の勤務 よる深度業務 した時間が 以上7時間が 合にあって 円、2時のであって 合にあって	勤務とし事 、2時間 未満の場 は370 未満の場	
災害対策業務手当	職員が屋外の防災作業若しくは救助又は避難所の開設で、災害対策本部	1日につき	500円	919千円
ハロベネネ切丁コ	報覧が屋外の防災に乗るといる状態又は起転所の開設と、災害対策本部若しくは水防本部からの指示により行ったもの又は市長が認定したものに直接従事した場合		00013	^
				0円

教員特殊業務手当	1(1)北京沉丰牌玉(1)	非常災害時における児童・生徒の保護、緊急の防災 復旧の業務	1日につき	8,000円	
		児童・生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務	1日につき	7, 500円	
		児童・生徒に対する緊急の補導業務	1日につき	7, 500円	
	(2)修学旅行、林間で泊を伴うもの	・臨海学校等で、児童・生徒を引率して行う指導業務	1日につき	5, 100円	
		で児童・生徒を引率して行う業務で泊まりを伴うもの 日、休日に行うもの	1日につき	5, 100円	
	(4)学校の管理下での 務を要しない日、休	D部活動における児童・生徒に対する指導業務で、勤 日等に行うもの	1日につき	3,600円	
	(5)入学試験における	S 受験生の監督、採点又は合否判定の業務	1日につき	1,500円	10, 564千円
教育業務連絡調整手当		、生徒指導部長又は進路指導部長の職務を担当する についての連絡調整および指導助言に当たった場合	1日につき	200円	
					628千円
理化学検査手当	職員が劇薬を取り扱	って水質検査に従事した場合	1日につき	200円	
					0円

⁽注) 手当ごとに千円未満の額を四捨五入しているため、手当ごとの合計は特殊勤務手当支給実績計と一致しないことがある。

(別紙2) 特殊勤務手当一覧表 (水道局) 令和3年4月1日現在

種類	支 給 範 囲	支	え 給	額	支 給 実 績 (令和2年度決算)
班長業務手当	技能労務職給料表の職務の級4級に在職する職員で、班長の職にあるもの	月額		3,000円	
交替制勤務手当	技能労務職給料表の適用を受ける職員で、浄水場に勤務するもののうち、 日勤 (夜勤以外の勤務をいう。) 及び夜勤 (午後10時から翌日の午前5時 までの間の勤務が5時間以上ある勤務をいう。) に交替制で従事する勤務 を日々繰り返す勤務に従事するもの	月額		2,000円	216千円
					430千円
活性炭攪拌手当	職員が活性炭ポッパーの撹拌に従事した場合(1日2回までに限る)	1回に	つき	200円	
					208千円
緊急呼出手当	職員が正規の勤務時間外に突発事故の発生により招集を受け、緊急工事に 係る業務に従事した場合				-
	(1)深夜(午後10時から午前5時までをいう。以下同じ。)を含まない場合	1回に	つき	1,000円	
	(2) 深夜を含む場合	1回に	つき	1,500円	
					164千円
理化学検査手当	職員が劇薬を取り扱って水質検査に従事した場合 	1日に	つき	200円	
					221千円
災害対策業務手当	職員が屋外の防災作業若しくは救助又は避難所の開設で、災害対策本部若しくは水防本部からの指示により行ったもの又は管理者が認定したものに		つき	500円	
	直接従事した場合 - **				0千円

⁽注) 手当ごとに千円未満四捨五入しているため、手当ごとの合計は特殊勤務手当支給実績計と一致しないことがある。